

1 銃砲の悪用に関する罰則強化

- (1) 公共の空間における発射罪の対象への拳銃等以外の銃砲等の追加
拳銃等以外の銃砲等についても、拳銃等と同様に、一定の場合を除き、不特定若しくは多数の者の用に供される場所等に向かって、又はこれらの場所等において発射することに対する罰則を設ける。
- (2) 拳銃等以外の銃砲等の所持に関する罰則の強化
人の殺傷等の目的で拳銃等以外の銃砲等を所持した罪の罰則を強化する。

2 インターネット等での悪質情報の対策

拳銃等を所持する罪等に当たる行為を、公然、あおり、又は唆したことに対する罰則を設ける。

3 電磁石銃の「銃砲」への追加

電磁石の磁力により金属性弾丸を発射する機能を有する銃であって、弾丸の運動エネルギーの値が人の生命に危険を及ぼし得る値以上のものを「銃砲」に含めることとし、許可を受けた者が所持する場合等を除き、所持することを禁止する。

4 ハーフライフル銃の規制強化

ライフル銃の定義を変更し、銃腔に腔旋を有する猟銃で腔旋を有する部分が銃腔の長さの5分の1以上であるものについて、ライフル銃としての許可の基準の特例を適用することとする。

5 眠り銃の許可取消要件の厳格化

猟銃等を所持許可に係る用途に供していないとしてその所持許可を取り消すことができる場合について、所持許可に係る用途に供していない期間を「引き続き3年以上」から「引き続き2年以上」に短縮するとともに、猟銃等を所持許可に係る用途の一部に供していない場合に、当該所持許可について当該一部の用途を減ずる変更を行うことができることとする。

6 その他

- (1) 保管委託することができる銃砲の追加
- (2) 公務所等への照会に関する規定の整備

7 施行期日

公布の日から起算して9月を超えない範囲内において政令で定める日
ただし、1及び2関係については、公布の日から起算して1月を経過した日

1 情勢

- 刑法犯認知件数が戦後最少となった令和3年から2年連続して増加し、新型コロナウイルス感染症の感染拡大前の令和元年の水準に接近。
- SNSで実行犯を募集する手口が強盗等まで拡大しているほか、岸田首相に対する爆発物使用襲撃事件及び猟銃等を用いて警察官2人を含む4人を殺害する事案も発生。
- サイバー事案については、インターネットバンキングに係る不正送金事犯の発生件数が過去最多となったほか、国家を背景に持つ集団によるサイバー攻撃を確認。
- 特殊詐欺については、認知件数が3年連続で増加し、犯行手口別に見ると、還付金詐欺の占める割合が減少した一方で、架空料金請求詐欺の占める割合が増加するとともに、被害総額についても2年連続で増加。
- 人身安全関連事案については、児童虐待又はその疑いがあるとして警察から児童相談所に通告した児童数が過去最多。
- 警察庁が令和5年10月に実施したアンケート調査によると、「日本の治安が近年悪化した」旨の声が国民の間に相当数存在。
- 以上を踏まえれば、我が国の犯罪情勢は厳しい状況。

	令和5年	令和4年	増減数	増減率
刑法犯認知件数	703,351件	601,331件	+102,020件	+17.0%
うち街頭犯罪認知件数	243,987件	201,722件	+42,265件	+21.0%
重要犯罪認知件数	12,372件	9,535件	+2,837件	+29.8%
インターネットバンキングに係る不正送金事犯の発生件数	5,528件	1,136件	+4,392件	+386.6%
特殊詐欺認知件数	19,033件	17,570件	+1,463件	+8.3%
児童虐待の通告児童数	122,806人	115,762人	+7,044人	+6.1%

※刑法犯の数値については確定値。その他は暫定値。

2 今後の取組

上記1において述べた犯罪情勢を踏まえ、我が国の社会情勢等が大きく変化している中、警戒の空白が生じることを防ぎ、直面する様々な課題に的確に対処するため、部門等の垣根を超えた匿名・流動型犯罪グループに対する戦略的な取締りの強化をはじめとする総合的な対策を、これまで以上に強力に推進する。

公安委員会	令和5年における通信傍受	令和6年2月8日
説明資料No. 3	に関する国会への報告について	刑事局

1 国会への年次報告等

犯罪捜査のための通信傍受に関する法律第36条の規定に基づき、前年中の通信傍受の実施状況について、閣議を経て、国会に報告するとともに、公表するもの。

※ 法務省・厚生労働省・国土交通省との共同閣議請議

2 報告内容

令和5年中は、警察において、組織的な薬物事犯10事件、組織的なけん銃事犯3事件、組織的な殺傷事犯2事件、組織的な監禁1事件、組織的な窃盗等5事件及び組織的な詐欺1事件の合計22事件に関し、携帯電話を対象とする40件の傍受令状の発付を得て傍受を実施し、その結果、計70人を逮捕したものの。

なお、令和5年に入り、令和4年中に傍受を実施した5事件で計25人を逮捕している。

※ 令和4年中の実施状況

- ・ 実施事件～24事件
- ・ 傍受令状の発付～53件